

名古屋市犯罪被害者等支援事業

● 日常生活支援（ホームヘルプサービス）

概 要	<p>犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族※の居宅へ、ヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援を行う</p> <p>※配偶者（事実婚等を含む）又は、被害者の二親等以内の血族等</p>
サービス内容	<p>○犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族であれば、同時に複数の居宅への派遣可能（派遣先は市内に限る）</p> <p>○利用は一事件につき合計 78 時間以内</p> <p>○利用時間は午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間</p> <p>○利用期間は、犯罪行為が行われた時から 1 年以内</p> <p>○ヘルパーは市が契約する事業者より派遣し支援を行う（事前にサービス利用者・市・事業者で打合せを行います）</p> <p>○ヘルパーの派遣は申請者が在宅のときに限ります</p>
対象要件	<p>○被害者が市民である事案であること（発生地は問わない）</p> <p>○被害事実が客観的に確認できること（警察への照会、交通事故証明、等）</p> <p>○被害者やその家族・遺族がサービス実施時に市民であること</p>
利用対象外	<p>○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係（夫婦（事実婚等を含む）又は直系血族等）があり、同居していたとき（ただし、遺族が 18 歳未満の事案で、その 18 歳未満の子を監護している世帯は除く）</p> <p>○被害者又は遺族が暴力団員であったとき</p> <p>○サービスを提供することが社会通念上適切でないとき</p>
申請期限	<p>平成 30 年 4 月 1 日以降に起こった犯罪被害を対象とし、犯罪行為が行われた時から 1 年以内</p>
必要書類	<p>○ホームヘルプサービス利用申請書</p> <p>○犯罪被害に関する申立書</p> <p>○住民票（除票）</p> <p>○遺族又は家族と被害者の続柄が確認できる証明書</p> <p>○受傷日や治療期間が確認できる診断書（重傷病の場合）</p>
受付時間	<p>午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分</p>
担当窓口	<p>名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口 電話：052-972-3042</p>